

ごみ発生者の住所とごみ発生場所が異なる場所において、逗子市逗子 5-2-16 の逗子造園が、作業した際に発生した刈草と剪定枝葉を持ち込む場合の記入例

## ごみ発生書

発生場所が地番の場合は、  
地図のコピーを添付提出  
してください。

持込日をご記入ください。

持込日： 年 月 日

ごみ発生場所

逗子市 池子 4-956 (環境不動産管理地・駐車場)

ごみ発生者

\*本人の署名捺印が必要です。カラーコピー不可です。

(依頼者)

住所 環境市環境 5-3-0

環境

氏名 環境不動産(株) 代表取締役 環境太郎

不動産 (印)

電話 046-871-7870

ごみ発生者(依頼者)が事業者の  
場合は事業所の所在地、名称、代  
表者氏名、電話番号をご記入の  
上、捺印してください。

ごみの  
種類と量

ごみの種類(具体的に)

数量(概ね)

刈草

軽トラック 1台分

剪定枝葉

10束

\*ご注意：持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝葉等の  
植木ごみしか持込めません。これ以外のごみの持込みは「逗子市一般廃棄物  
収集運搬業許可」が必要になります。

ごみ持込者

\*ごみ発生者と同一  
の場合は記入不要

住所 逗子市逗子 5-2-16  
氏名 逗子造園 代表 逗子 桜子

逗子

(印)

電話 046-873-1111

持込者氏名 本人

(事業者の場合は、事業所の所在地・名称及び代表者、持込者の氏名)

\*この発生書に記載された個人情報、ごみの搬入確認、連絡用以外には利用しません。

\*当センターで処理できない物、未分別のごみ、集団資源回収対象物(紙類(段ボール、紙箱、個人情報記載されている紙類を含む)、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物)は持込めません。

\*ごみ発生者以外の者が、ごみを持ち込む場合は、「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

ごみ発生者・許可業者以外の者(親族等)がごみを持ち込む場合は、必ず事前に環境クリーンセンターにお問い合わせください。

(発生者の依頼を受けて、持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝等の植木ごみは除きます。)

\*記載内容について、現地確認及びごみ発生者、ごみ持込者にお問合せをすることがあります。

\*虚偽の記載を行い、ごみを持ち込んだ場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、「刑法」による罪に問われることがあります。

※持込受付：月曜日～金曜日 8:45～11:45・13:00～16:00 (時間厳守)

逗子市環境クリーンセンター 電話：046-871-7870

2021. 6